熊谷市監査委員公告第３号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和５年５月２９日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　新　島　一　英

# 令和４年度産業振興部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課

⑵　対象事務

令和３、４年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　帳票等と現金は突合しているか。
②　必要な帳簿類は整備されているか。
③　納入の通知は適正に行われているか。
④　補助金申請の手続は適切にされているか。
⑤　債権管理は適正に行われているか。

⑵　支出事務　①　必要な手続は行われているか。
②　適正な支出となっているか。

⑶　契約事務　①　安易に随意契約を採用していないか。
②　契約の履行に問題はないか。
③　完了報告を漏れなく受領しているか。
④　検査結果通知書等は作成されているか。

⑷　補助金　①　交付に当たって根拠等審査は適切か。
②　実績報告書を提出させているか。

⑸　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
②　負担効果の点から整理すべきものはないか。

⑹　財産管理　①　返納手続をせずに処分していないか。
②　備品の登録に漏れはないか。

⑺　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

⑴　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ)　現金出納簿
(ｲ)　マイナポイント事業費補助金
(ｳ)　計量検査手数料
(ｴ)　街路交通調査費補助金
(ｵ)　農業活性化センター使用料
(ｶ)　堆肥運搬散布手数料
(ｷ)　証明手数料
(ｸ)　農地中間管理事業機構集積協力金
(ｹ)　有機センター堆肥売払収入
(ｺ)　農業集落排水施設使用料
(ｻ)　土地改良施設電柱等使用料
(ｼ)　多面的機能支援事業補助金
(ｽ)　多面的機能支援事業補助金過年度分返還金収入

イ　支出事務
(ｱ)　勤労青少年ホーム等管理運営経費「器具購入費」
(ｲ)　農業集落排水維持管理経費「施設補修費」

ウ　契約事務
(ｱ)　熊谷市勤労青少年ホーム・熊谷市熊谷勤労者体育センター及び熊谷市立勤労会館の管理に関する協定書
(ｲ)　熊谷市営本町駐車場維持管理業務委託
(ｳ)　(仮称)道の駅「くまがや」隣接地導入機能検討業務委託
(ｴ)　(仮称)道の駅「くまがや」ＰＦＩアドバイザリー業務委託
(ｵ)　ソシオ流通センター駅周辺地区区画整理促進調査業務委託
(ｶ)　熊谷市農業活性化センター清掃業務委託
(ｷ)　めぬま有機センターもみがら敷き替え業務
(ｸ)　日向島･八幡地区、中条･川北地区農業集落排水施設維持管理業務委託

エ　補助金
(ｱ)　熊谷市労働団体事業費補助金
(ｲ)　一般財団法人大里地域勤労者福祉サービスセンター補助金
(ｳ)　熊谷市トラック運送事業者応援事業交付金
(ｴ)　熊谷市産地づくり対策事業（水稲種子更新）費補助金
(ｵ)　熊谷市耕作放棄地解消対策事業費補助金
(ｶ)　熊谷市多面的機能支払補助金（奈良広域協定分）

オ　負担金
農業基盤整備基礎調査負担金

カ　財産管理
(ｱ)　備品台帳一覧表
(ｲ)　「まち元気」商品券管理簿
(ｳ)　郵便切手受払簿

キ　その他

出勤簿

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、農地整備課、江南勤労福祉センター、市役所６０３会議室（東）

⑵　監査期間

令和５年１月４日から令和５年２月２４日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

ア　現金出納簿に記入漏れや記入誤りが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第９０条、第９２条及び第１０３条に基づき適正に事務処理を行うべきである。【商工業振興課、農業振興課】

イ　有機センター堆肥売払収入の現金の納入について、払込みが遅延していたものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第２６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【農業振興課】

ウ　土地改良施設電柱等使用料について、納付書に納期限が記載されていなかったので、熊谷市会計事務規則第１６条及び第２１条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【農地整備課】

⑵　支出事務

指摘事項なし。

⑶　契約事務

熊谷市営本町駐車場維持管理業務委託について、契約書に定められている維持管理業務委託報告書、維持管理業務委託履行状況点検報告書により履行確認がされていなかったので、契約に基づき適正な履行確認を行うべきである。【商工業振興課】

⑷　補助金

熊谷市多面的機能支払補助金（奈良広域協定分）について、実績報告書に文書収受がされていなかったので、熊谷市文書管理規程第８条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【農地整備課】

⑸　負担金

指摘事項なし。

⑹　財産管理

ア　公印の備品登録漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第１７条及び第１９条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課、農業振興課】

イ　すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第１７条及び第２６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【商工業振興課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。